

平成 2 1 年度

社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会資料

〔松江地区〕 日時：平成 2 1 年 6 月 1 1 日（木）

場所：松江合同庁舎

〔出雲地区〕 日時：平成 2 1 年 6 月 1 7 日（水）

場所：出雲合同庁舎

〔浜田地区〕 日時：平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月）

場所：いわみーる

〔益田地区〕 日時：平成 2 1 年 6 月 1 6 日（火）

場所：益田合同庁舎

〔隠岐地区〕 日時：平成 2 1 年 6 月 1 9 日（金）

場所：隠岐合同庁舎

島根県健康福祉部地域福祉課

（地域福祉課ホームページアドレス <http://www.pref.shimane/lg/jp/chiikifukushi/>）

次 第

地域福祉課長あいさつ

【社会福祉法人指導監査説明会】

- 1 平成20年度社会福祉法人・施設等指導監査結果の概要について [P 1 ~ P 6]
- 2 平成21年度社会福祉法人等指導監査実施計画について [P 7 ~ P 10]
- 3 指導監査の重点化方針について [P 11 ~ P 12]
- 4 福祉サービス第三者評価制度について [P 13 ~ P 13]
- 5 平成21年度指導監査スタッフ法人指導担当表 [P 14 ~ P 16]

〔実務研修会〕

- 6 平成20年度指導監査結果の具体的指摘事項の概要について [P 17 ~ P 38]
- 7 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営について [P 39 ~ P 76]
- 8 参考資料集 [P 1 ~ P 64]

平成20年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

平成20年6月から平成21年3月まで実施

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率 %
法人	一般法人	77		77	66	85.7
	保育所のみ法人	48		48	40	83.3
	社会福祉協議会等	6		6	6	100.0
	法人合計	131		131	112	85.5
施設	事業授産施設		2	2	0	0
	生活保護施設	1		1	1	100.0
	養護老人ホーム	5		5	5	100.0
	身体障害者更生援護施設	7	5	12	6	50.0
	知的障害者援護施設	16	14	30	19	63.3
	精神障害者社会復帰施設	10	5	15	12	80.0
	障害児施設	8	0	8	4	50.0
	障害者支援施設	9		9	6	66.7
	保育所	120	100	220	167	75.9
	児童養護施設等	8	1	9	6	66.7
	施設合計	184	127	311	226	72.7
	合 計		315	127	442	338

(3) 特別監査

①法人

3法人について実施

②施設

3施設について実施

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査要綱」に定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課及び障害者福祉課が共同で実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成20年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理
- ⑤利用者預り金の適正な管理

(6) 指導監査結果の概要

①特別監査

- ・上記のとおり、3法人3施設に対して特別監査を実施し、実態解明を行った。
- ・特別監査を実施した3法人のうち1法人に対しては、社会福祉法第56条第2項に基づく改善命令を行い、その改善状況を確認するための監査を実施し、改善状況を確認した。
- ・他の2法人についても、是正改善を要する事項について1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、改善状況の確認を行った。
- ・また、法人の不祥事防止のため、全社会福祉法人及び社会福祉法人以外の施設経営者に対して、平成20年6月20日付け地福第399号「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について（通知）」を发出し、適正な法人運営及び施設経営を確保するよう求めた。

②一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

③法人に対する研修の実施による改善指導

- ・法人監査説明会に合わせ、実務研修会を開催するとともに法人運営に問題が認められる1法人を対象に基礎研修会を実施し、法人運営のあり方や監査での指摘事項を説明し、改善指導を行った。

(7) 平成20年度の主な指摘事項

①法人本部

○組織運営関係

- ・定款の不備（定款準則に適合していない）
- ・理事会の要議決事項にかかる審議が未審議
- ・理事長専決事項の理事会未報告
- ・監事監査が形式的。監事機能が十分働いていない

○事業関係

- ・主たる指摘事項なし

○管理関係

- ・就業規則、給与規程の未整備又は実態との乖離
- ・労基法24条協定、36協定、届け出の不備
- ・個人情報保護規程の不備及び不適切な管理
- ・会計責任者と出納職員未配置又は兼務
- ・経理事務処理が不十分
- ・決算関係書類が不適切
- ・内部経理監査が不適切
- ・通帳、印鑑の保管が不適切
- ・契約事務が不適切
- ・会計責任者等への辞令交付の不備

○その他

- ・苦情解決の仕組みの未整備又は不十分

②保育所を除く社会福祉施設

○利用者処遇関係

- ・支援計画の策定が不十分
- ・苦情解決への対応が不十分
- ・身体拘束の説明、記録が不十分
- ・利用者預り金の管理が不適切

○施設運営管理関係

- ・運営規程等の諸規程の未整備又は実態との乖離
- ・経理事務処理が不十分
- ・防災対策が不十分
- ・利用者預り金の管理が不適切

○施設運営管理関係

- ・運営規程等の諸規程が未整備又は実態と乖離
- ・防災対策への取り組みが不十分

③保育所

○利用者処遇関係

- ・保育計画、指導計画の策定が不十分
- ・嗜好調査、残食調査、検食の実施及び反映状況が不十分
- ・給食担当者及び乳児担当者の検便の実施が不十分
- ・定期健康診断、衛生管理、感染症の対応が不十分
- ・苦情解決の対応が不十分
- ・利用者の安全、快適な生活空間の確保が不十分

○運営管理関係

- ・運営管理規程等の内容が実態と乖離
- ・就業規則、給与規程等の内容が実態と乖離
- ・最低基準に基づく職員が未充足
- ・運営費等の経理が不適切

- ・労働基準法等関係法規の未遵守
- ・職員研修等資質向上対策が不十分
- ・防災対策への取り組みが不十分

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成20年7月から平成21年2月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分		実地指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率 %
施設	介護老人福祉施設	32	19	59.4
	介護老人保健施設	10	4	40.0
	介護療養型医療施設	10	7	70.0
	施設合計	52	30	57.7
居宅	特定施設入居者生活介護	1	0	0.0
	短期入所生活介護	23	5	21.7
	短期入所療養介護	14	3	21.4
	通所介護	75	49	65.3
	居宅介護支援	74	31	41.9
	訪問介護	48	32	66.7
	訪問看護	12	4	33.3
	訪問入浴介護	6	4	66.7
	訪問リハビリテーション	2	2	100.0
	通所リハビリテーション	10	5	50.0
サービス	福祉用具貸与	29	20	69.0
	福祉用具販売	29	20	69.0
	居宅サービス合計	323	175	54.2
合 計		375	205	54.7

③ 集団指導

1267事業所対象に実施。

(3) 監査

1事業所に対して実施。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

地域福祉課と高齢者福祉課が共同で実施。ただし、出雲地域、隠岐地域の居宅系サービス事業者については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

② 集団指導

高齢者福祉課が実施。

③ 監査

高齢者福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成20年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上
- ② 保険給付の適正化
- ③ 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

① 監査

上記のとおり1事業所について監査を実施。誤請求されていた報酬について過誤調整を促すとともに、改善計画書の提出を求めた。

② 実地指導

○ 介護施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施したが大きな問題は認められなかった。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○ 居宅系サービス

- ・指摘項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③ 集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成20年度の主な指摘事項

① 介護保険施設

主たる指摘事項なし

② 居宅系サービス

○ 運営規程、重要事項説明書及び掲示の状況

- ・記載事項に不備がある
- ・重要事項の適切な掲示がなされていない

○ 個別サービス計画の策定状況

- ・具体的なサービス内容が記載されていない
- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない

○ ケアプランに沿ったサービスの提供

- ・居宅サービス計画を入手せず、サービスを提供している

○ 秘密の保持について

- ・利用者本人の個人情報について、サービス担当者会議等における使用の同意が取られていない

○ 研修の実施状況について

- ・従業者への研修を実施していない事業所、実施回数の少ない事業所がある

○ 自己評価の状況

- ・自己評価への取組が低調である

○ 介護給付費の算定について

- ・所要時間を満たしていない報酬請求がなされていた
- ・加算要件を欠く請求がなされていた

(8) 営利法人に対する書面監査の実施状況

「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査実施要領」に定めるところにより、以下の事業所について書面監査を実施。主たる指摘事項はなし。

特定施設入居者生活介護	2事業所	通所介護	12事業所
居宅介護支援	9事業所	訪問介護	7事業所
福祉用具貸与・販売	14事業所	訪問看護	1事業所

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成20年8月から平成21年3月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分		実地指導施設・ 事業所数	文書指摘施設・事業 所数	文書指摘率 %
施設	障害者支援施設	9	6	66.7
障害 福祉 社 S	短期入所事業	13	8	61.5
	共同生活介護、共同生活援助	22	20	90.9
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援	21	19	90.5
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	10	5	50.0
	児童デイサービス事業	2	2	100.0
	障害福祉サービス合計	68	54	79.4
	相談支援事業	20	8	40.0
合 計		97	68	70.1

②集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所325か所を対象に実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

地域福祉課と障害者福祉課が共同で実施。

②集団指導

障害者福祉課が実施。

③監査

障害福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成20年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①障害福祉サービス等の質の向上と確保

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

・実施なし

②実地指導

・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。

・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。

・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③集団指導

・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成20年度的主要指摘事項

○運営基準関係

・重要事項説明書の説明が不十分

・秘密の保持関係が不十分（他事業者への情報提供に際し、本人又は家族の同意を得ていない）

・非常災害対策が不十分

・事故発生時の対応が不十分

- ・ 運営規程等の重要事項の施設内への掲示が不適當
 - ・ 個別処遇計画の作成が不十分
 - ・ 運営規程等の内容が不十分
 - ・ 苦情解決の取組が不十分
- 介護給付費、訓練等給付費関係
- ・ 給付費の算定が不適當

平成21年度社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条及び障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成20年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等(以下、「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導及び監査(以下、「指導監査等」という。)の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人等に対する指導監査等については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、3に定めるところにより計画的に実施するほか必要に応じて重点的、機動的に実施する。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- ②入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(3) 指定障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

2 重点指導項目

昨年度の指導監査(介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあつては「指導及び監査」)の結果を踏まえ、特別監査及び監査(介護保険関係)を実施するに至った不祥事案の発生原因、一般監査において特に指摘事項の多かった項目や入所者、利用者預り金の管理や利用者、入所者の人権に関する事項、安全に関する事項を重点指導項目として設定する。

(1) 法人本部

①組織運営関係

- ア 定款の整備
- イ 適正な理事会運営の確保
- ウ **監事監査機能の強化**

②管理関係

- ア 利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み
- イ 内部牽制体制の確立による適正な会計処理
 - ・経理規程の遵守
 - ・契約事務の適正化
 - ・経理規程に則った正確な決算処理及び書類の整備

・寄付金の適切な受け入れ

(2) 社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育計画の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
 - ・苦情解決の取り組みの確立
 - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
 - ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預かり金の適正な管理

(3) 介護保険施設等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 利用者預かり金の適正な管理

(4) 障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施

ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応

・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底

ケ 利用者預かり金の適正な管理

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書及び指導調書

(1) 監査調書及び指導調書種類は別表のとおりとする。

(2) 種類ごとの監査調書及び指導調書の内容は別に定める。

(別 表)

種別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】
	市町村社会福祉協議会監査調書【追加調書】
生活保護	生活保護施設監査調書
事業授産	社会福祉事業授産施設監査調書
児 童	児童（障害児）福祉施設監査調書 （知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）
	保育所監査調書
	児童福祉施設監査調書 （助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム）
障 害	身体障害者更生援護施設指導監査調書 （指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設）
	身体障害者更生援護施設監査調書 （身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設）
	知的障害者援護施設指導監査調書 （指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設）
	知的障害者援護施設監査調書 （知的障害者小規模通所授産施設）
	精神障害者社会復帰施設監査調書 （生活訓練施設、授産施設、福祉ホーム、福祉工場、小規模通所授産施設）
	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（児童デイサービス）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活介護、共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
指定障害者支援施設指導調書	
指定相談支援事業者指導調書	
指定自立支援医療機関指導調書	
老 人	養護老人ホーム監査調書

指導監査の重点化方針について

1. 根拠

厚生労働省通知（H19.3.30、H20.3.31「社会福祉法人指導監査要綱」の一部改正）

2. 基本的な考え方

- (1)不適正な運営の未然防止と適正な運営の確保のため、問題法人に対しては、より厳正な指導監査の実施が必要
- (2)多くの社会福祉法人に対して、より効率的で実行ある監査が必要
- (3)従来型の行政の関与（運営に対する詳細な指導）のあり方の見直しが必要

3. 監査対象法人の分類

分類	定 義	監査回数
A (優良)	○法人本部及び経営する社会福祉事業等に大きな問題がないこと ○下記のいずれかに該当すること ①外部監査を受審し財務状況の透明性・適正性が確保されている ②苦情解決の仕組みが適切かつ第三者評価を受審し、結果を公表 ③苦情解決の仕組みが適切かつISO9001の認証施設を有する	4年に1回
B (一般)	○法人本部及び経営する社会福祉事業等に大きな問題がないこと	2年に1回
C (問題)	○A, B以外の法人	年1回 又は随時

4. 決定方法

- (1)「4年に1回」の監査を希望する法人代表者は、申請書に必要な書類を添付し、一般監査実施年度の4月末日までに健康福祉部長に申請するものとする。
- (2)健康福祉部長は、提出された申請書及び添付書類を審査し、当該監査実施の可否について決定し、法人代表者にその結果を通知する。

5. その他

(1)外部監査

- ①実施者は、公認会計士、監査法人、税理士のいずれかとする
- ②監査範囲は下記のいずれかとする
 - ・公認会計士法に基づき公認会計士、監査法人が行う財務諸表の監査
 - ・公認会計士、監査法人、税理士が行う会計管理体制の整備状況の点検等
- ③監査報告書の記載から財務状況等に重大な問題が指摘されていない

(2)福祉サービス第三者評価

- 本県又は他の都道府県の認証を受けている評価機関が実施した評価を受審し、評価項目の1割以上を公表している

(3)ISO9001

- 現にISO9001の認証を受けている施設を有し、毎年行われる維持審査に合格している

(4)苦情解決の仕組み

- 経営するすべての社会福祉施設・事業について、厚労省通知（H12.6.7「福祉サービスに関する苦情解決の指針」）に基づき適切に運用されている

(5)「大きな問題」の内容

別紙のとおり

(別紙)

法人本部及び社会福祉事業等に係る「大きな問題」の内容について

法人本部運営	<p>○法人ごとの個別の事情を総合的に判断するが、次の(1)から(5)に掲げる問題を有する法人及び(6)(7)に掲げる法人は「4年に1回の監査」の対象としない。</p> <p>(1) 特定の個人又は特殊な関係にある少数の者の独断による運営</p> <p>(2) 理事会や評議員会が形骸化しており、役員や評議員の選任、新規事業、資金の借り入れ、基本財産処分や担保提供等の重要事項が審議されていない</p> <p>(3) 資金管理及び会計管理が不適切</p> <p>①法人事業と無関係な担保提供</p> <p>②理由がない高額な随意契約</p> <p>③契約の相手方及びその関係先から寄付金等の資金提供の受領</p> <p>④会計上の問題点が多発</p> <p>⑤役職員による運営費や利用者預り金等の着服</p> <p>⑥その他不適切な資産管理及び会計管理</p> <p>(4) 財政が悪化、又は再建中</p> <p>(5) その他社会福祉法、関係法令・通知、法人の定款及び各種規定に大きく違反</p> <p>(6) 前年度に国又は市町村の交付金若しくは国、県、市町村又は民間補助金(助成金を含む)を受けて施設整備を実施 →削除</p> <p>(7) 法人設立後2年が経過していない法人</p>
社会福祉事業等	<p>○施設ごとの個別の事情を総合的に判断するが、次の(1)から(4)に掲げる問題を有する社会福祉事業、公益事業及び収益事業を経営する法人は「4年に1回の監査」の対象としない</p> <p>(1) 介護保険事業、障害福祉サービス事業において監査を実施</p> <p>(2) 最低基準違反(職員の未充足、居室等の不適當な転用等)</p> <p>(3) 施設・事業の会計管理が不適切</p> <p>①多額の過誤請求</p> <p>②理由がない高額な随意契約</p> <p>③契約の相手方及びその関係先から寄付金等の資金提供の受領</p> <p>④会計上の問題点が多発</p> <p>⑤役職員による運営費や利用者預り金等の着服</p> <p>⑥その他不適切な資産管理及び会計管理</p> <p>(4) その他関係法令・通知、法人の各種規定に大きく違反するような不適切な事務処理</p>

福祉サービス第三者評価制度について

平成 21 年 6 月

島根県健康福祉部地域福祉課

福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉事業を行う者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価するものです。評価の受審は、任意です。

その目的は

(1) 福祉サービスの質の向上

社会福祉事業の経営者は、社会福祉法第78条に定められているとおり、常に福祉サービス利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければなりません。

第三者評価事業は、福祉サービス事業者が、提供するサービスについて客観的・専門的な評価を受けることで、自らの強みを確認し、また抱える課題を具体的に把握することで、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とします。

(2) 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するために有効な情報を提供します。

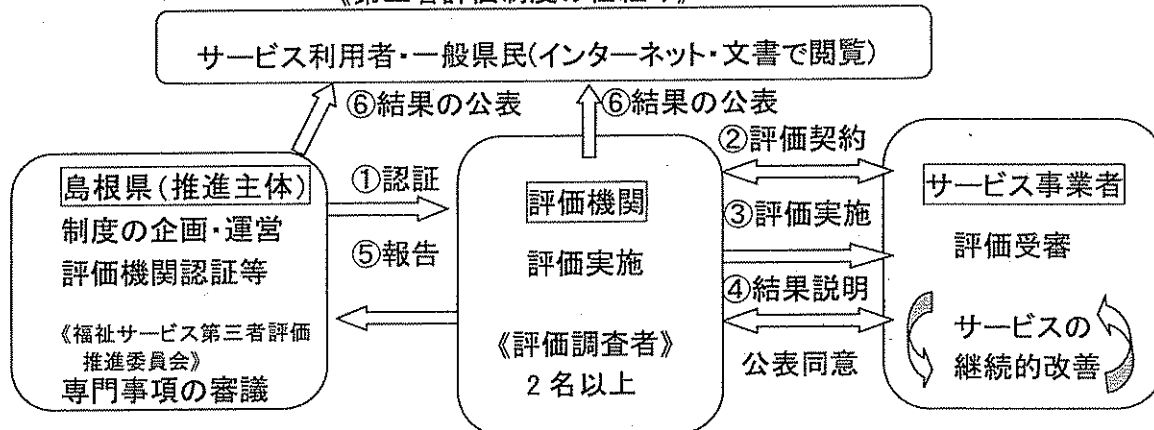
(経緯等)

- ①改正社会福祉法(H12 施行)で、事業者及び国のサービスの質向上への取組を努力義務として明記された。
- ②平成 16 年 5 月、国が第三者評価推進のためのガイドラインを策定した。
- ③運営費の弾力運用の一要件(「苦情解決への取組」又は「第三者評価の受審、結果の公表」)
- ④平成 17 年 4 月、島根県における第三者評価推進のための推進組織を設立。平成 17 年 10 月から島根県での評価制度の運用を開始。対象は介護保険サービスを除く施設サービス。
- ⑤平成 19 年 3 月、特別養護老人ホームを評価対象として追加した。

対象となる福祉サービスは

社会福祉法に定める第一種及び第二種社会福祉事業のうち施設系の社会福祉施設です。

《第三者評価制度の仕組み》



① 評価機関の認証

要件を満たす法人を、申請に基づき県知事が認証(3年更新)します。現在、島根県では6法人を認証しています。評価機関の募集は、随時行っています。

② 評価契約の締結

評価機関は、評価手法、料金(各自設定)、評価調査者等の重要事項を説明したうえで、サービス事業者との間で文書により評価契約を締結します。

③ 評価の実施

評価機関は、事業者と協議の上、評価計画を作成し、利用者へのアンケート、事業者や職員の自己評価及び訪問調査を行い、事業者を評価します。

④ 結果説明と公表への同意

調査終了後、担当した評価調査者の合議により評価結果を取りまとめ、受審したサービス事業者に説明し、併せて評価結果の公表への同意を得ます。

⑤ ⑥ 評価結果の県への報告と公表

評価結果を県に報告します。県及び評価機関は、公表についての同意があったものについてインターネット及び文書により、その内容を公開します。

平成21年度 指導監査スタッフ法人指導担当(第1スタッフ)

担当者名	指導監査監 武上 起敏	副指導監査監 高田 芳樹	副指導監査監 領家 晴美	副指導監査監 坂本 雅昭
電話番号	0852-22-5253	0852-22-6791	0852-22-6762	0852-22-6791
担当地区	出雲市(旧平田市・旧簸川郡) 斐川町	奥出雲町・隠岐の島町	安来市・東出雲町・飯南町	出雲市(旧出雲市9号北)
石見部担当地区	江津市			
法人名	平田保育会	仁多福祉会	奥出雲町	安来市
	真心会	よこた福祉会	奥出雲町	安来市
	ほのぼの会	奥出雲町社会福祉協議会	奥出雲町	安来市
	多伎の郷	双葉保育園	隠岐の島町	安来市
	湖陵福祉会	博愛	隠岐の島町	安来市
	壽光会	愛宕会	隠岐の島町	安来市
	大社福祉会	ふれあい五箇	隠岐の島町	安来市
	きづき会	高田会	隠岐の島町	安来市
	まほろばの郷	わかば	隠岐の島町	安来市
	やまゆり	隠岐共生学園	隠岐の島町	安来市
	出東福祉会	隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐の島町	東出雲町
	出西福祉会			東出雲町
	莊原福祉会			東出雲町
	喜和会			東出雲町
	あい川福祉会			飯南町
	斐川町社会福祉協議会			飯南町
法人数計	16	11	16	16

平成21年度 指導監査スタッフ法人指導担当(第2スタッフ)

担当者名 電話番号	指導監査監 中村 智 0852-22-5237	副指導監査監 永場 眞 0852-22-6714	副指導監査監 飛 浩隆 0852-22-6715
担当地区	松江市・西ノ島町	出雲市(旧出雲市9号南)	雲南市・海士町・知夫村
石見部担当地区		大田市	浜田市
法人名	島根県共同募金会 松江市	出雲乳児福祉会 出雲市	あおぞら福祉会 雲南市
	島根県社会福祉協議会 松江市	きんろう保育園 出雲市	かも福祉会 雲南市
	島根県社会福祉事業団 松江市	慈潤会 出雲市	きずき福祉会 雲南市
	しらゆり会 松江市	おおつ保育園 出雲市	雲南ひまわり福祉会 雲南市
	島根いのちの電話 松江市	えんや福祉会 出雲市	四ツ葉学園 雲南市
	桑友 松江市	静和会 出雲市	雲南広域福祉会 雲南市
	島根ライトハウス 松江市	恵寿会 出雲市	有隣会 雲南市
	若草福祉会 松江市	神門福祉会 出雲市	よした福祉会 雲南市
	四ツ葉福祉会 松江市	ことぶき福祉会 出雲市	仁寿会 雲南市
	シオンの園 西ノ島町	やすらぎ福祉会 出雲市	雲南市社会福祉協議会 雲南市
	西ノ島福祉会 西ノ島町	出雲南福祉会 出雲市	たんぼぼ 雲南市
	西ノ島町社会福祉協議会 西ノ島町	わたりはし保育園 出雲市	慶照学園 海士町
		京真会 出雲市	あま福祉会 海士町
		出雲すみれ福祉会 出雲市	海士町社会福祉協議会 海士町
		星隆会 出雲市	知夫村社会福祉協議会 知夫村
		出雲市社会福祉協議会 (みその児童福祉会) 出雲市	
法人数計	12	17	15

平成21年度指導監査スタッフ法人指導担当(石見スタッフ)

担当者名 電話番号	管理監 藤原享逸	指導監査監 宅和保信	指導監査監 田中功男	副指導監査監 大畑友幸
浜田市	浜田市、鹿足郡	浜田市、江津市、邑智郡	浜田市	益田市
清圭会	旭光福祉会	浜田市	大田保育センター	鎌手福祉会
日本聖公会浜田福祉会	日嗣保育園	浜田市	大田市社会福祉事業団	益田東郡福祉会
愛心会	みかわ	浜田市	放泉会	曉福祉会
たいま山秀峰会	浜田ひかり保育園	浜田市	亀の子	常磐乳児園
恵心会	識和会	浜田市	銀の鳩	真砂福祉会
	さくら会	浜田市	ウエル エスシー	原浜福祉会
	周布福祉会	浜田市	昇陽会	安田福祉会
	熱田福祉会	浜田市	いそたけ保育園	すみれ福祉会
	あおい福祉会	浜田市	慈光会	めばえ福祉会
	浜田福祉会	浜田市	みどり福祉会	豊川福祉会
	ひゅあ	浜田市	仁摩福祉会	七尾福祉会
	波佐保育園	浜田市	島根整肢学園	ほほえみ福祉会
	くもぎ福祉会	浜田市	波子保育園	美都福祉会
	小園福祉会	浜田市	敬川保育所	小野保育所
	寛林会	浜田市	明蓮会	中須保育所
	いわみ福祉会	浜田市	花の村	須子福祉会
	けいびん会	浜田市	桜江福祉会	西益田福祉会
	かなぎ福祉会	浜田市	(済生会鳥根県支部)	縁ヶ丘保育所
	旭福祉会	浜田市	川本福祉会	まるに保育所
	旭豊福祉会	浜田市	瑞穂福祉会	梅寿会
	弥栄福祉会	浜田市	おおなん福祉会	明星福祉会
	三隣愛育会	浜田市	邑智福祉振興会	わかぐさ福祉会
	三隣保育園	浜田市	石見さくら会	若葉福祉会
	三隣チャイルド	浜田市	わかば会	川登福祉会
	(聖心の布教師妹会)	津和野町	吾郷会	希望の里福祉会
	つわの福祉会	津和野町	邑智会	高津福祉会
	にはら福祉会	津和野町	敬愛福祉会	石見横田福祉会
	六日市町双葉保育園	吉賀町	美郷町都賀保育園	指月福祉会
	七光保育園	吉賀町	大田市社会福祉協議会	(西中国キリスト教社会事業団)
	六日市保育園	吉賀町	美郷町社会福祉協議会	はびねす福祉会
	かきのき保育所	吉賀町	邑南町社会福祉協議会	ふたば福祉会
	浜田市社会福祉協議会	浜田市	川本町社会福祉協議会	こもれび福祉会
	津和野町社会福祉協議会	津和野町	江津市社会福祉協議会	益田市社会福祉協議会
	吉賀町社会福祉協議会	吉賀町		
法人数計	5	34	33	